



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
3月29日
号外(5)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 病院事業庁規程

- ※滋賀県病院事業庁組織規程の一部改正..... 1
- ※滋賀県病院事業庁職員の標準的な職に関する規程の一部改正..... 2
- ※滋賀県病院事業庁公印規程の一部改正..... 2
- ※滋賀県病院事業庁電子署名規程の一部改正..... 2
- ※滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の一部改正..... 2
- ※滋賀県病院事業庁職員安全衛生管理規程の一部改正..... 3
- ※滋賀県病院事業会計規程の一部改正..... 7

○ 病院事業庁告示

- ※滋賀県病院事業の設置等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、滋賀県病院事業庁長が定める額の一部改正..... 7

病院事業庁規程

滋賀県病院事業庁規程第2号

滋賀県病院事業庁組織規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第1号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県病院事業庁長 正木 隆 義

第6条第2項中第23号を削り、第24号を第23号とし、第25号を第24号とし、同項第26号および第27号を削り、同項中第28号を第25号とし、第29号を第26号とする。

第7条第1項中「総合病院」を「滋賀県立総合病院(以下「総合病院」という。)」に、「研究所」を「臨床研究センター」に改め、同項の表中「財務企画室」を「経営強化推進室」に、「皮膚科」を「皮膚科」に改め、同表聴覚・コミュニケーション医療センターの項を削り、同条第3項の表中

皮膚科	(19) 皮膚科の診療に関すること。	を
皮膚科	(19) 皮膚科の診療に関すること。	に
耳鼻いんこう科	(19)の2 耳鼻いんこう科の診療に関すること。	

改め、同表聴覚・コミュニケーション医療センターの項を削り、同条第4項の表財務企画室の項中「財務企画室」を「経営強化推進室」に、「経営改善」を「経営強化」に改め、同項の次に次のように加える。

病院統合準備室	(1) 総合病院と小児保健医療センターとの統合に関すること。 (2) 小児保健医療センターの再整備の検討に関すること。
---------	--

第11条の表課長補佐の項の次に次のように加える。

副 参 事	課の事務のうち、課長が指定する事務に参画する。
-------	-------------------------

第12条第6項の表聴覚・コミュニケーション医療センターの部を削り、同表看護部の部副部長の項の次に次のように加える。

専門幹	部の事務のうち、部長が指定する専門的な事務を処理する。
-----	-----------------------------

第13条第7項の表保健指導部および療育部の部副部長の項の次に次のように加える。

専門幹	部の事務のうち、部長が指定する専門的な事務を処理する。
-----	-----------------------------

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第3号

滋賀県病院事業庁職員の標準的な職に関する規程(平成28年滋賀県病院事業庁規程第2号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県病院事業庁長 正木隆義

第3条の表中「院長補佐、室長(財務企画室長を除く。)」を「副院長」に、「の財務企画室長」を「の室長、薬剤部副部長」に、「および副参事」を「、副参事および専門幹」に、「副部長、」を「副部長(総合病院の薬剤部副部長を除く。)、」に改める。

第4条の表中「主任部長、」の右に「総合病院の」を加え、「、聴覚・コミュニケーション医療センター長」を削り、「、内視鏡部長」の右に「、病理部長」を加え、「および内視鏡部長」を「、内視鏡部長および病理部長」に改め、「ならびに総合病院の」の右に「栄養指導部長、」を加える。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第4号

滋賀県病院事業庁公印規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第7号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県病院事業庁長 正木隆義

別表病院事業庁企業出納員印の項中「総合病院事務局財務企画室長」を「総合病院事務局経営強化推進室長」に改める。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第5号

滋賀県病院事業庁電子署名規程(平成19年滋賀県病院事業庁規程第5号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県病院事業庁長 正木隆義

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、課等の長は、滋賀県電子署名規程(平成18年滋賀県訓令第61号)第4条第2項の規定の例により、前項に規定する名義以外の電子署名の名義を設けることができる。

第5条第4項中「(平成18年滋賀県訓令第61号)」を削る。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第6号

滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第11号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県病院事業庁長 正木隆義

第6条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

第6条の2 条例第11条の2に規定する病院事業庁長が定める場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 職員等の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)または2親等内の親族の住居

(2) 前号に掲げる場所に準ずる場所として病院事業庁長(その委任を受けた者を含む。次項第2号において同じ。)が認めるもの

2 条例第11条の2に規定する病院事業庁長が定める時間は、次に掲げる時間とする。

(1) 服務規程第11条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間または国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)もしくは12月29日から翌年の1月3日までの日(祝

日法による休日を除く。第15条において同じ。)に割り振られた勤務時間(いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。)

(2) 休暇により勤務しない時間および前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に病院事業庁長の承認があった時間

3 条例第11条の2に規定する病院事業庁長が定める期間は、3箇月とする。

4 条例第11条の2の規定により支給される在宅勤務等手当の月額、3,000円とする。

5 在宅勤務等手当については、前各項に定めるものおよび病院事業庁長が別に定めるもののほか、給与条例の適用を受ける職員の例による。

第7条に次の1号を加える。

(9) 専門資格等業務手当

第12条の4の次に次の1条を加える。

(専門資格等業務手当)

第12条の5 専門資格等業務手当は、次に掲げる職員が、その専門性に関する業務、研究または指導に従事したときに支給する。

(1) 公益社団法人日本看護協会による専門看護師の認定を受けた職員

(2) 公益社団法人日本看護協会による認定看護管理者の認定を受けた職員

(3) 公益社団法人日本看護協会の特定行為研修を修了した職員

(4) 公益社団法人日本看護協会または一般社団法人日本精神科看護協会による認定看護師の認定を受けた職員

2 前項の手当の額は、従事した日1日につき次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号、第2号または第3号に掲げる職員 300円

(2) 前項第4号に掲げる職員 150円

第15条中「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この号および第18条において「祝日法による休日」という。)」を「祝日法による休日」に改め、「(祝日法による休日を除く。)」を削る。

付則第17項中「および病院長ならびに総合病院の副院長および院長補佐」を「、病院長、副院長および院長補佐ならびに精神医療センターの病院長」に改め、「月額338,000円」の右に「、精神医療センターの病院長にあっては月額270,000円」を加える。

付則第21項中「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和7年3月31日まで」に改める。

付則第23項第1号中「12,000円」を「9,800円」に改め、同項第2号中「2,800円」を「1,500円」に改める。

付則第26項中「令和5年10月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和7年3月31日まで」に改める。

付則第27項(見出しを含む。)および付則第28項(見出しを含む。)中「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和7年3月31日まで」に改める。

別表第8中「総合病院の院長補佐」を「総合病院の副院長」に改める。

別表第10中「および財務企画室長」を「、経営強化推進室長および病院統合準備室長」に改め、「総括技師長」の右に「および薬剤部の副部長」を加える。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第7号

滋賀県病院事業庁職員安全衛生管理規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第17号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第10条の次に次の4条を加える。

(化学物質管理者)

第10条の2 次の各号のいずれかに該当する病院長は、所属職員のうちから化学物質管理者を選任しなければならない。

(1) リスクアセスメント対象物(労働安全衛生規則第12条の5第1項に規定するリスクアセスメント対象物をいう。次号および次条第1項第4号において同じ。)を製造し、または取り扱う病院

(2) リスクアセスメント対象物の譲渡または提供を行う病院(前号に掲げる病院を除く。)

2 病院長は、化学物質管理者を選任したときは、遅滞なく化学物質管理者選任報告書(別記様式第3号)を病院事業安全衛生管理者に提出しなければならない。

(化学物質管理者の職務)

第10条の3 前条第1項第1号の規定により選任された化学物質管理者は、次に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理する。ただし、表示等(労働安全衛生規則第12条の5第1項に規定する表示等をいう。以下この条において同じ。)および教育管理(第7号に掲げる事項(表示等に係るものに限る。))をいう。以下この条において同じ。)を他の病院において行っている場合においては、当該表示等および教育管理に係る技術的事項については、当該他の病院において選任した化学物質管理者が管理する。

- (1) 労働安全衛生法第57条第1項の規定による表示、同条第2項の規定による文書および同法第57条の2第1項の規定による通知に関する事。
- (2) リスクアセスメント(労働安全衛生規則第12条の5第1項に規定するリスクアセスメントをいう。以下この項および次条第1項において同じ。)の実施に関する事。
- (3) リスクアセスメントの結果等に基づき講ずる措置の内容およびその実施に関する事。
- (4) リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関する事。
- (5) リスクアセスメントの結果の記録の作成および保存ならびにその周知に関する事。
- (6) リスクマネジメントの結果等に基づき講じた措置の状況等の記録の作成および保存ならびにその周知に関する事。
- (7) 第1号から第4号までに掲げる事項の管理を実施するに当たっての職員に対する必要な教育に関する事。

2 前条第1項第2号の規定により選任された化学物質管理者は、表示等および教育管理に係る技術的事項を管理する。ただし、表示等および教育管理を他の病院において行っている場合においては、当該表示等および教育管理に係る技術的事項については、当該他の病院において選任した化学物質管理者が管理する。

(保護具着用管理責任者)

第10条の4 化学物質管理者を選任した病院であって、リスクアセスメントの結果に基づく措置として職員に保護具を使用させるものの長は、所属職員のうちから保護具着用管理責任者を選任しなければならない。

2 病院長は、保護具着用管理責任者を選任したときは、遅滞なく保護具着用管理責任者選任報告書(別記様式第4号)を病院事業安全衛生管理者に提出しなければならない。

(保護具着用管理責任者の職務)

第10条の5 保護具着用管理責任者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 保護具の適正な選択に関する事。
- (2) 職員の保護具の適正な使用に関する事。
- (3) 保護具の保守管理に関する事。

第13条第2項中「別記様式第3号」を「別記様式第5号」に改める。

第30条第1項中「別記様式第4号」を「別記様式第6号」に改める。

第36条第1項中「別記様式第5号」を「別記様式第7号」に改める。

第37条中「別記様式第6号」を「別記様式第8号」に改める。

別記様式第6号を別記様式第8号とし、別記様式第3号から別記様式第5号までを別記様式第5号から別記様式第7号までとし、別記様式第2号の次に次の2様式を加える。

様式第3号(第10条の2関係)

化学物質管理者選任報告書

所 属 名	
職 名	
氏 名	
選 任 年 月 日	年 月 日

滋賀県病院事業庁職員安全衛生管理規程第10条の2の規定に基づき上記のとおり報告します。

年 月 日

病院長

病院事業安全衛生管理者 様

様式第4号(第10条の4関係)

保護具着用管理責任者選任報告書

所 属 名	
職 名	
氏 名	
選 任 年 月 日	年 月 日

滋賀県病院事業庁職員安全衛生管理規程第10条の4の規定に基づき上記のとおり報告します。

年 月 日

病院長

病院事業安全衛生管理者 様

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

滋賀県病院事業庁規程第8号

滋賀県病院事業会計規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第18号)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第3条第2項中「事務局財務企画室長」を「事務局経営強化推進室長」に改める。

第8条中「総合病院事務局財務企画室長」を「総合病院事務局経営強化推進室長」に改める。

第93条中「10日」の右に「(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例第10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)の日数は、算入しない。)」を、「5日」の右に「(県の休日の日数は、算入しない。)」を加える。

第94条第10号中「および部分払をする場合または最低制限価格を定める」を「または部分払(既済部分または既納部分に対する代価の支払いをいう。以下同じ。)をする」に改め、同条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、同条第10号の次に次の1号を加える。

(ii) 調査基準価格(予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者または落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。以下同じ。)または最低制限価格を定める場合にあつては、その旨

第95条第6号中「電磁的記録」の右に「(電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」を加える。

第96条第1項中「第21条の15」を「第21条の14」に改める。

第102条の見出しを「(調査基準価格または最低制限価格の作成)」に改め、同条第1項中「自治令第167条の10第2項の規定により」を「調査基準価格または」に、「ごとに最低制限価格」を「ごとにこれら」に改め、同条第2項中「最低制限価格」を「調査基準価格または最低制限価格」に改め、同条第3項中「により、」の右に「調査基準価格または」を加え、「これ」を「これら」に改める。

第105条中「5日」の右に「(県の休日の日数は、算入しない。)」を加える。

第112条第1項中「第21条の14第1項第1号」を「第21条の13第1項第1号」に改め、同条第2項中「第21条の14第1項第3号」を「第21条の13第1項第3号」に改める。

第116条第1項第7号中「既済部分および既納部分に対する代価たる」を削る。

第118条第2項中「7日」の右に「(県の休日の日数は、算入しない。)」を加える。

第121条第1項中「第21条の15」を「第21条の14」に改める。

第141条第2項中「部分払い」を「部分払」に改める。

付 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

病 院 事 業 庁 告 示

滋賀県病院事業庁告示第2号

平成21年滋賀県病院事業庁告示第4号(滋賀県病院事業の設置等に関する条例第6条第1項の規定に基づき、滋賀県病院事業庁長が定める額)の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

表予防接種の部破傷風の項中「3,000円」を「3,500円」に改め、同部結核(BCG)の項中「9,700円」を「11,400円」に改め、同部狂犬病の項中「15,600円」を「15,000円」に改め、同部流行性耳下腺炎の項中「5,500円」を「5,300円」に改め、同部A型肝炎の項中「7,000円」を「6,700円」に改め、同部H i b (ヘモフィルス属インフルエンザb型菌)感染症の項中「8,800円」を「9,100円」に改め、同部ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎混合の項中「11,700円」を「11,600円」に改め、同部髄膜炎菌ワクチンの項中「24,500円」を「24,300円」に改め、同部に次のように加える。

ジフテリア・百日せき・破傷風・急性灰白髄炎・H i b 感染症混合	1回につき	20,500円
-----------------------------------	-------	---------

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。